

居宅サービス計画書（1）

作成年月日 年 月 日

初回 ・ 紹介 ・ 継続

認定済 ・ 申請中

利用者名 殿 生年月日 年 月 日 住所

居宅サービス計画作成者氏名

居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地

居宅サービス計画作成（変更）日 年 月 日 初回居宅サービス計画作成日 年 月 日

認定日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

要介護状態区分 要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5 認知症高齢者の日常生活自立度（ ）

利用者及び家族の生活に対する意向

介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定

総合的な援助の方針

例 独居高齢者と記載
(どちらかに記載)

生活援助中心型の算定理由 1. 一人暮らし 2. 家族等が障害、疾病等 3. その他（ ）

記載上の留意点

○認知症加算に関する記載について

「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について

【居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る）に関する通則事項 平 21 老計発 0306001 老振発 0306001 老老発 0306002 平 21 老振発 0421001「第2の1通則」】から抜粋

「認知症高齢者の日常生活自立度の判定結果」は、判定した医師名、判定日と共に居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載するものとする。

認知症加算を算定する場合は、 【平成 21 年 4 月改定関係 Q&A (Vol.1) より (H21 年 3 月 23 日) 問 6 7】

- ・主治医意見書の写しが提供された場合は、居宅サービス計画等と一括して保存しておく。
- ・「認知症高齢者の日常生活自立度」は、主治医意見書の判定した医師名、判定日を、主治医意見書以外の場合は、主治医との面談等の内容を第 5 表居宅介護支援経過に記載する。
- ・第 1 表居宅サービス計画書（1）には、要介護状態区分の右の欄に認知症高齢者の日常生活自立度を記載する。
- ・平成 21 年 3 月 31 日までに作成した居宅サービス計画書（第 1 表）への認知症高齢者の日常生活自立度記載については、記入年月日を記載して追記することよい。

○独居高齢者加算に関する記載について

「独居高齢者加算の取り扱いについて」【老企第 36 号第 3 の 15】から抜粋

介護支援専門員のアセスメント結果については、居宅サービス計画等に記載する。また、少なくとも月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を居宅サービス計画等に記載すること。

独居高齢者加算を算定する場合は、 【平成 21 年 4 月改定関係 Q&A (Vol.1) より (H21 年 3 月 23 日) 問 69】【老企第 36 号第 3 の 15】

- ・住民票等の写し又はアセスメントは居宅サービス計画等と一括して保存しておく。
- ・アセスメント、モニタリング等を通じて利用者の独居を確認した場合は、第 1 表居宅サービス計画書（1）の総合的な援助方針の欄に「独居高齢者」等の記載を行うこと。
- ・利用者が単身で居住している旨の毎月の確認結果については、第 5 表居宅介護支援経過に記載する。
- ・平成 21 年 3 月 31 日までに作成した居宅サービス計画書（第 1 表）への独居高齢者の記載については、記入年月日を記載して追記することよい。